

芸術文化観光専門職大学特別聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号）第36条第2項の規定に基づき、特別聴講生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 特別聴講を願い出る者は、他の大学等との協定に基づいて定められた書類を、所定の期日までに学務課に提出しなければならない。

(履修願)

第3条 特別聴講生として許可された者が科目を履修する場合は、履修願を学務課に提出しなければならない。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく場合においては、この限りでない。

(履修科目の取消し)

第4条 履修科目の取消しをしようとする者は、当該履修科目の授業が始まる前までに、履修科目取消願出書により願い出るものとする。

(試験又は単位修得証明書)

第5条 特別聴講生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の規定による合格した授業科目について、求めに応じて単位修得証明書を交付する。

(許可の取消し)

第6条 学長は、特別聴講生として不適当と認められた者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。